

保育ソーシャルワークに関する公開研究会報告 保育所・保育園における保育ソーシャルワークの展開

熊 坂 聡¹

1. 趣旨

保育所・保育園には、様々な事情を抱える家庭から子どもたちが通ってくる。普通に元気に見える子どもたちの中にも、十分に言葉にはできない家庭の負担を抱えながら「不安定」という形でシグナルを発する子どもがいる。いわゆる「配慮が必要な子ども」である。このような状況を受けて、本研究所では、2016年度と2017年度に保育ソーシャルワーク（以下、ソーシャルワークを「SW」と記す）に関する公開研究会を開催し、その必要性と可能性を検討してきた。今回は、保育SWが保育士個人の取り組みだけで完結するものではなく、保育所・保育園全体の取り組みとして行われる必要があるとの考えにたち、保育SWを保育所・保育園としてどのように展開していけばよいのかを考えてみることにした。

2. 公開研究会の概要

- (1) テーマ 「保育所・保育園における保育SWの展開」
- (2) 日 時 2020年12月12日（土）13:30～16:00
- (3) 場 所 宮城学院女子大学C308教室
- (4) 参加者 保育関係者、大学関係者、一般、本学学生
- (5) 主 催 宮城学院女子大学発達科学研究所
- (6) 後 援 宮城県、仙台市、一般社団法人宮城県保育協議会、一般社団法人宮城県社会福祉士会、保育ソーシャルワーク学会
- (7) 内 容
①基調講演「保育所・保育園において保育SWをどのように展開すればよいか

～保育SW学会から見えているもの～

講師：伊藤良高先生（熊本学園大学社会福祉学部子ども家庭福祉学科教授、保育ソーシャルワーク学会会長）

②実践報告「保育所としての困難を抱える親子への取り組みの実際」

報告者：阿部真弓先生（多賀城市八幡保育所所長）

石垣恵理子先生（仙台市落合保育所所長）

(7) 開催方法 オンライン方式（ZOOM）

(8) 倫理的配慮 報告書への掲載に当たっては、各氏に原稿を渡し、確認をお願いし、掲載の了解を得た。また、個人情報については匿名化した。

3. 基調講演（要約）

伊藤良高

近年、保育、保護者支援、子育て支援、そしてSWとの関係が問われているということは、みなさまがご存じのとおりです。今回は保育所、保育園ということでお話しします。

子ども、子育て問題の多様化や複雑化に対応するために、期待される役割が拡大していると言えます。「拡大」というのは、入所・入園している子どもの保育のほかに、保護者支援や地域子育て支援という役割が一層高まっているということです。これは、保育の中にケアワークとSWというものがあって、そのSWの部分が改めて現代的な課題として再認識されているということだと思います。その部分を、SWの理論と技術の力を借りながら新たな光を当てようとしているのが保育SWであると考えています。私どもの学会で出版した『改訂版保育SWの世界』という本がありますが、その中に「第8章 保育実践と保育SW」の中で、戦前の保育園実践が紹介されています。

1. 宮城学院女子大学教育学部教育学科特任教授

例えば、東京のスラム街での二葉保育園（旧二葉幼稚園）の新宿分園が不就学児童のために小学部、小学校を開設していました。また、治療が必要な子どものために分園治療室あるいは夜間治療室というものを設けていました。さらには、安くものを売るような所、5銭食堂の開設というのもありました。近年に全国的に広がっている子ども食堂、あるいは地域食堂といったようなことが戦前から実は行われていたということです。つまりこの園での実践はいわゆる狭い意味での保育実践、ケアワークを越えて、SWという部分を大いに使った地域の生活改善の実践というべきものが戦前に存在していたということです。教育と福祉が一体化した形でさまざまな保育実践、教育実践が行われてきたのです。こういうことを振り返ってから、気付いていく、考えていくことが重要ではないかと思えます。保育所はその特性を生かしながら保護者に対する保育に関する指導や子育て等に関する相談、助言、情報提供、関係機関・関係者との連携等のSW機能の発揮が求められているということになります。一般的にSWの原理や知識や技術というものは様々ありますが、こうした理論や実践について、保育の現場で十分に理解された上で行われているかという点を決してそうではない。いわば実践はしているけれども、経験と勘の中で行っていることが多いということが言われています。

そこで今日の話は、SWを保育の中で生かしていくにはという話なのですが、そのことが実際にはなかなか現場で明示的、意識的には取り組まれていない状況があるのです。こうした状況をどう改善していくか、それを考えたときに私たちの熊本のグループでは、保育所に親和性のある保育SWの理論と実践モデルを示して現場の中で広げていくことが大切ではないかと考えています。今日はこのところを中心にご紹介をしてみたいと思っています。

「保育SW実践」という新しい言葉、保育実践とは別に、「保育SW実践」という言葉を生み出して考えようとしているわけですが、そもそもそ

れはどういうものなのかを示したいと思えます。「保育SW実践」とは、子どもと保護者の幸福、ウェルビーイングのトータルな保証ということを目指します。保育SWの専門的知識と技術をもって、保育施設や地域における特別な配慮を必要とする子どもと保護者を支援することを目指しています。こうした保育施設あるいは地域社会において、特別な配慮を必要とする子どもたち、保護者に対して行われる保育実践および保護者支援や子育て支援を保育SWの専門性を踏まえつつ意図的に意識的に実践していくということを「保育SW実践」と規定しているところです。

SWの世界ではジェネラリストSWの重要性と必要性が拡大しています。近年における保育所の中での相談支援や保育指導の内容は、多様化複雑化している現実があります。子育てに対する悩みだけではなく、生活上の悩みも保育士等に相談されています。保育所や保育士の信頼が高まれば高まるほどいろんな問題を話してくる、そういう中で保育所は、子育て以外の保護者や家族が抱える生活問題に実際に対応するという現実があります。SWの世界でいうと、こうした事柄はジェネラリストSWが実践されていく場面と考えます。そういう場面でのSWの理論と実践技術を高めようとしています。今回の保育所保育指針の改訂では、保育所は保育の専門性を生かして子育ての支援に特化するということが示されています。しかし、やはり子どもがいて家庭があって保護者があるという中で問題があるわけです。そういう中で、ジェネラリストSWの理論重視ということが広がってきているし、ますますそれが必要となってきていると思います。どこまでできるか、どこまでやれるかというところが実際の線引きの難しさですが、考えとしてはジェネラリストSWという考え方があって、さまざまな複合的な判断が求められていると思います。従って保育SW研究においても、ジェネラリストSWの理論と実践ということを踏まえ、複雑な問題を解きほぐしながら保護者の問題解決能力を高める支援が求められているということだと思えます。以下では保育に必要

なSWの視点、知識、技術について述べていきます。

まず、ケアワークとSWの関係性についてです。一般にケアワークとSWは分けて使われるのですが、私はその関係性を強く意識しています。保育士は社会福祉の中での専門職に位置付けられているわけですが、それが目指す価値は子どもの最善の利益です。それを保証するために養護と教育が一体になったと言われますが、さまざまな事柄が実は達成されないと難しいと思います。その中で養護は、子どもの生活、さらには保護者の生活も含みます。この生活をどこまで見通せたケアワークができるかが大事です。子どもの24時間365日のすべてを知るということは困難ですが、そうした視野をもって子どもの生活、保護者の生活24時間365日を見据えたケアワークを実践することが求められていると思います。私ども桜山保育園（熊本県荒尾市）では2000年代の中頃から朝食サービスという取り組みをやってきています。子どもの生活を見通した中で、私たちがどういうふうな保育をしていくのかということを考えて一つの結果です。

次に、エコロジカル・パースペクティブ（人を環境との関わりの中で把握する）という見方です。ケアワークをよりよいかたちで実践するためには、この見方と結び付けることで、ケアワーク、保育実践そのものがより豊かになっていきます。ですから保育のケアワークにも、SWの知見、知識や技術、倫理などが取り込まれて展開される必要があると考えます。

次に、この保育SW実践は、スタッフのすべての方で行う、保育園全体・保育所全体の取り組みの中でケアワークとSWの相互的な関わりを意識しながら体系的に行われていくことが求められると思います。

次に、SWと保育の展開過程についてです。受理に始まってアセスメント、プランニング、支援、介入、モニタリング、評価、改善ということです。保育実践をより良いものにしていくためには保育（保護者支援、子育て支援）過程の編成から始まって、入所、進学時の面談観察とずっとあります。

最後に保育計画の見直しという流れがあります。両者は重なっている部分があります。

次に、連携と協働ということですが、通常は外部との連携協働に目がいきますが、内部にも連携協働が必要です。組織全体で、園全体でという場合に、園を組織として取りまとめていく、あるいは園内におけるさまざまなスタッフ、職員間での連携と協働を作っていくこともSWです。

次にアドミニストレーションです。保育SW実践の必要性と重要性について、まず園長先生自身が理解し、主任保育士や中堅の保育士、職員全体に啓発、情報提供、教育をしていくことが重要と思います。そこから始まって、保育SW実践を展開していく、推進していくということについての自覚と強い意志をもって、リーダーシップを発揮していくことが必要です。地域の中でのさまざまな出来事や生活環境に対する十分な理解は、園長先生が行っていると思います。専門職を交えてカンファレンスをする、職員の共通理解や連携を図る、地域や専門職との連携など、企画運営するのも園長先生の場合が多いと思います。ケースカンファレンスや事例検討するときにいろいろなアドバイスをし、スーパービジョン・コンサルテーションといったSWも園長先生や主任の先生方が力を発揮していくことが求められます。また、園長先生らが連携協働しながら園が組織として一体となったかたちでの運営体制を日頃から構築していくことが不可欠だと思います。それはSWというソーシャルアドミニストレーションです。保育施設の運営管理について、保育SW実践にふさわしい運営管理体制を培っていただきたいと思います。

次に、保育SW実践に求められる専門的な知識と技術についてです。これは①基本的な価値体系と受容的な傾聴の技法、②共感的相互理解や情緒表現の受け止め方の技法、③主体的な努力を励まし強化するために技法、④自己決定に関する基本原則です。これはまさしくバイスティックの7原則に該当します。バイスティックの7原則は、保育学や実践の中で十分に理解してきているはずで

す。この原則はSWの原型の原型として今も学ぶことが重要と思います。そうした学びから改めて始めていただくことが、保育SW実践の入り口ではないかと考えます。例えば、一番長い子どもは7年間在園します。この間の支援を考えることはケースワークです。つまり、保育実践の中でもケースワークをやっていますので、そうした経験をベースにして、保育SWのさまざまな知識や技術や考え方や特性というものを理解しながら、保育とSWの相互性の中でケースワークを展開していくことが求められると思います。

次に、生活の全体性という視点です。子どもと保護者が、家庭や地域でどう生活をしているのかを知ることによって、子どもの生活のいろいろなことがつながってきて、極めて多面的で多様性があり、それを見れば見るほどいろんな問題が複雑につながっていきます。1つの問題が多重的につながっていくというのを理解すれば、今日の結論ともなるのですが、子どもと保護者の生活の全体性を支援することで、問題に対する見立てがより深いものとなり、その過程で保育だけでは無理だということが分かって、地域におけるさまざまな社会資源との連携協働を模索するという発想が生まれてきます。深く問題を見ないことには、本当の意味で家庭と地域との連携ができないと考えます。しかし、ここに保育士等が保育園でどこまでできるのか、やるのかということが問題になります。子育て支援が本当の意味での子育て支援になるためには、保護者をもっとよく知って、保護者の24時間365日の生活を意識しないと、十分な子育て支援はできないと思っています。そのために連携協働が必要で、これをコーディネートし、マネジメントしていく必要があるわけですが、まさしくSWの知識や技術が求められているところです。子育て支援をどこまでできるのか、これは答えが出ない永遠の課題だと思います。

以上のようなSWの知識や技術を応用した保育実践や保護者支援、子育て支援をしていくために、先ほどキーパーソンは管理職、園長先生や主任の先生と言いましたが、やっぱりソーシャルワ

ーカーもしくは、それに準じた保育ソーシャルワーカーなど、より専門的な方々のサポートがあることが望ましいと考えています。そういう意味で、今ソーシャルワーカーとして社会福祉士と精神保健福祉士が国家の認めている資格としてあるわけですが、保育士はソーシャルワーカーに該当しないのか、という議論があります。「保育士はケアワーカーであると同時にソーシャルワーカーなんだ」とおっしゃる方もいます。私はこの見解は的を射ていると思っています。けれども、それでも一般的なSWの世界でいうと、ソーシャルワーカーは社会福祉士とか精神保健福祉士というわけです。そこで保育ソーシャルワーカーというものが必要ではないのかと学会では考えたのです。スクールカウンセラーとともにスクールソーシャルワーカーの重要性と必要性が高まっています。そのことが重要であればあるほど、私は小学校からでは遅いと思っていて、切れ目のない支援として、就学前からの保育の世界に保育ソーシャルワーカーがいなければならないと思っています。これが学会を立ち上げた理由の一つでもあります。

また、養成研修・職場内研修の体系化も必要と思います。現場の中においてSWは学んできてはいるが、それを特に意識して実践することがなく、理解されないまま、あるいはSWという言葉だけが独り歩きしている状況がある。それに対して、やっぱり園内研修をやっていく必要があると考えます。学生の頃から社会福祉援助技術をさまざまなかたちで学んでいます、なかなか十分な時間数が取れていないし、学んできていないところもある。現場の研修では、SWはキャリアアップ研修としてようやく取り上げられてきたところです。SWを学べば学ぶほど、保護者に積極的に関わりをもつことの重要性に改めて気付かされ、保護者の話を聞く態度や姿勢が変わってきます。こういう養成研修・職場内研修そして資格化等の取り組みをしていく中で、保育SW実践というものを現場の中で広げていくことが必要だと考えています。しかし、そのためには、核となる人が必要で、直接的に保育士等による保護者支援や子育て

支援をサポートできる人材を養成していく必要もあります。その配置は専任あるいは定期巡回という形もあると思います。そういう人材を配置する中で、園内研修の体制とか教育システムを構築していく必要があります。そうした中で、保育マインドをもったソーシャルワーカーとSWマインドをもった保育士の育成をしていくのです。こうしたかたちで直接的に保育士等の保護者支援や子育て支援をサポートできる人材を養成していくことが重要だと思います。私どもの学会で行っている保育ソーシャルワーカーの養成研修を受けて資格を取ってもらうのもよいと思います。学会の取り組みとして、学会認定資格という形で保育ソーシャルワーカーという資格認定制度を2016年度から始めています。初級、中級、上級の3種類がありまして、これまで近畿地区と九州地区で行っており、2020年3月現在学会が認定している資格を持っている方は初級が284名、中級が52名計336名の方が、全国的に保育ソーシャルワーカーとしての資格を持って仕事をしてくださっています。この保育ソーシャルワーカーという方々が、現場の中でその専門的な知識や技術をもって特別な配慮を必要とする子どもと家庭に対する支援をつかさどっていくことが必要です。ソーシャルワーカーや社会福祉士の方々が保育に特化していただいて、保育ソーシャルワーカーとして活躍できるような基盤と環境を保育界としても作っていかねばならないと思います。

最後に3つほど申し述べたいと思います。一つには、保育SWの学びのことで、これまでは欧米諸国でつくられてきたSWの理論と実践を日本に持ち込んできて、日本的にアレンジしてきたわけです。特に保育というところで、SWが日本という社会風土の中で新しい理論と実践ができていくということは必要だと思います。しかし、残念ながら保育者の養成校において、そうした学びが不十分なところがあります。この不十分なところをどうしていくのかということが一つ問われます。次に、キャリアアップ研修など、SWについての学びをもっと体系的にしていける必要があります。

階層化した研修体制の中で、ステップアップしていくごとに保育SWの学びを深めていくという研修を体系化していくことが望ましいと思います。保育SWマインドを培っていくことが必要だと思います。最後に、地域におけるさまざまな社会資源の創造と活用、連携協働による包括的な支援をということ。どの程度の実践をどこまでやるのかという答えは、一概には言えませんが、保育所の中でどの程度関わっていけるのかは、それぞれの園の置かれている状況や実態の中で考えていくしかないと思います。連携協働は基本的な視点とか姿勢が違う場合、目指すことに共通理解が必要です。私は子どもと保護者の最善の利益、幸福のウェルビーイングの実現だと思います。それを目指すためにどうするのかというところで連携協働が生まれるということです。

以上をもちまして終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

4. 実践報告（要約）

(1) 阿部真弓先生

多賀城市は、仙台に隣接し、人口密度が宮城県内1位で、人口移動率・婚姻率・出生率の高さが特徴です。そのためか、家庭相談が多く、仙台市を除く県内13市の中でも一番多いそうです。人口移動率が高いため、保育所の保護者の中には地縁がなく、頼るところがない家庭が多くなりました。今日はそのような中で取り組んできたことを紹介します。

はじめに取り組み事例です。2人のお子さんを保育所へ預けているお母さんがいます。「連絡ノートに子育て辛いつて書いてある」「朝お母さん子どもを怒鳴っていたね」お母さんからのSOSを担当が拾いました。職員間で話し合いをし、声をかけるようにしました。その結果、自分の気持ちを話してくれるようになりました。子どもたちの健診の時期には、地区担当保健師にお母さんの困り感や子どもの様子を伝えました。児童発達支援センターの巡回相談を受けました。市の家庭相談員にも連絡をしました。お母さんは健診時、保健

師が困り感を聞き、専門職にもつないでくれました。専門職との面談には保育士も同席しました。もう1つは特定妊婦であり、小さなお子さんを育てるお母さんの事例です。いつも明るく元気なお母さんでしたが、徐々に「何もうまくいかない」と言って深刻な表情を浮かべるようになりました。まずはよく話を聞きました。お母さんは、家庭のこと、子育てのことで多くの悩みを抱え、対処できず、ストレスを抱えていました。子どもを施設に入れた方が良いかとまで悩んでいました。お母さんを取り巻く環境が大変で、私たちだけでは解決策が出てきませんでした。そんな時に市職員から「自立相談支援窓口」を勧められました。このように、他の機関と連携や協力していく中で改めて気づいたことは、保育所が家庭と接点が一番あるということです。お母さんが社会から孤立しないように見守ることも私たちの役割だと思いました。

次は、保育所全体で取り組んできた改革を紹介します。「よいコミュニケーション」について保育士全員が研修を受けました。以前の私たちは「伝えること」がコミュニケーションだと思っており、保育所の様子を一生懸命伝え、保護者には要求や指摘もしたと思います。しかし、良いコミュニケーションは傾聴からだ意識できるようになりました。これを意識することで、保護者との信頼関係を築くことができ、良いところが見え、家庭の抱えているものも見えようになりました。所内でケース検討を行うこともできるようになりました。以前は保育士が困っていることの羅列が多く、不満ばかりで解決されないことが多々ありました。しかし、市の保育課に社会福祉士の資格を持つ職員が配置されたことを機に、相談したところ、「ケース検討のやり方」を保育所ごとに勉強会を開催してくれました。この勉強会は保育所の役割が見えてきた劇的な転換期の一つでした。ケース会議では困っていることを出すだけでなく、どうなっほしいか、家庭の状況はどうか、解決するためにはどうしたら良いか、書き出していきました。情報を整理した結果、課題が見え、保育所

でできることと、保育所だけでは対応できないことに気づきました。保育所だけではできないことを積極的に関係機関につなぐようになりました。

ケース検討ができるようになった後、新たな困り感が出てきました。保護者との関係についてです。特に子どもの発達について伝えると保護者と険悪な関係になることがありました。そのような時に、大学の先生から「SW」についてみんなで学びました。子育ての困り感を解消するために、保護者を蚊帳の外にせず一緒に考えていくことが重要だとわかりました。「親育ち支援」を意識し、みんなで取り組んでいこうという目標が見えました。保護者全員と年2回個別懇談を行い、「保護者と仲良くする」ことを当面の目標にしながら、個別支援計画を保護者と一緒に作成しました。多賀城市では市全体で子どもの育ちが見えるように「すこやかファイル」を配布しています。個別支援計画は、すこやかファイルに綴って保護者に保管してもらいます。お子さんが他の保育所へ転所する時や、小中学校に入学する時に持っていくように勧めています。これによって切れ目のない支援になることを目指しています。保育所は子どもの保育だけでなく、保護者をも支えていくという考え方に変わりました。

保育所全体で取り組んできた経過を振り返ってみると、助言を頂くことで、課題に対する自分たちの見方が変わっていったみちのりでした。保育所の困り感に関係機関の方々がタイミングよく入ってくれて、現場の職員もしっかりとのおつてくれました。保育所の課題を解決し、保育所がより社会的機能を果たすように保育所全体で何年も研修を重ねてきました。助言は、保育所全体の考え方と体制を変えるきっかけになりました。

令和2年度から公立保育所は「基幹保育所」という役割を加えてスタートしました。自分たちが学んだことや取り組みを外へ発信できるように、「子育て支援」から「親育ち」・「連携」そして「地域支援」へと今後も取り組んでいきます。以上で報告を終わります。

(2) 石垣恵理子先生

本日は、「保育所としての困難を抱える親子への取り組みの実際」というテーマで次の3つの実践を発表させていただきます。

まず、「保育所における人権擁護に関するチェックリスト」についてです。これは平成29年3月に仙台市の公立保育所の所長、リーダー主任などによるワーキンググループを主体にこのチェックリストが作成され、各公立保育所に整備されました。目的は、「子どもの人権に配慮した」保育をすることで、「子どもの最善の利益」を尊重し、自分の保育を振り返るために活用することです。具体的な使い方は、年に何回か個人でチェックリストをつけ、その結果を踏まえ職場内で話し合い、研鑽を深めるきっかけにします。チェックリストは保育の場面ごとに食事、着替え・排泄・午睡、クラス活動・その他の項目に分かれ、全部で67設問になっています。一つの内容に対して頻度をチェックし、それに対して人権擁護を考える上での理由、ワンポイントアドバイスが記載されています。例えば、午睡の項目として、「おねしょ布団を干す時に名前が見えるように干していませんか」があります。チェックは、[頻度は全くない] [たまにある] [時々ある] [日常行っている] の4段階で行います。ワンポイントアドバイスとしては、「周りに見えないように干す配慮をしましょう。」となります。その理由は、身体的・精神的苦痛、人格を辱める行為、健康に生きる権利、差別されない権利等があります。これらは保育所保育指針解説書や子どもの権利条約、児童福祉法などを根拠とします。このチェックリストを使って繰り返し自分の保育を振り返ります。

次に公立の各保育所に一人ずつ配置されている特別（保育）支援チーフコーディネーター（以下「チーフコーディネーター」）を紹介します。その目的は、特別な配慮が必要な子どもや特別な支援が必要な保護者が増えていることから、様々な事例に対応できる保育士の力量、保育の質の向上を図ることです。職務内容はクラス担任の支援を行う、クラス担任と共に保護者支援を行う、特別な

配慮を必要とする子どもに関する研修、チーフコーディネーター連絡会への出席の4点です。チーフコーディネーターは特別（保育）支援コーディネーター（以下「コーディネーター」）研修（初級）を修了し、フォローアップ研修及びチーフコーディネーター研修の修了者から1名を保育所長が指名します。コーディネーター研修（初級）は、講義としてコーディネーターに求められること、発達検査、知能検査、社会性発達チェックリストの見方とグループワーク、次に保護者支援、保育支援計画の作成などがあります。また、小中学校の特別支援教育コーディネーター研修と合同で行われる集会もあります。コーディネーター（初級）の研修を修了すると、次にフォローアップ研修を受講できます。講義「発達検査から読み取る子どもの行動とその背景」「個別指導計画と個別支援計画」とグループワーク、学校などの特別支援教育の見学です。以上を修了すると、チーフコーディネーター研修を受講できます。内容は、講義「チーフコーディネーターの役割」、演習「事例を通して学ぶコーディネーターの役割」等です。チーフコーディネーターによる取り組み例としては、担任の悩みを聞く、職員からの情報収集、子どもの行動観察、ケース会議の開催などです。所長、主任と連携をしながら複数いるコーディネーターと協力して行います。チーフコーディネーターがいることで、問題を担任任せにせず、保育所全体の問題として考えることができるようになりました。しかし、チーフコーディネーターは現在専任ではないので、業務内容が多いことも事実です。

最後に、個人面談の進め方についてです。面談で大事にしたいことは、保護者との信頼関係作り、子どもの家庭の背景を知り、子どもや保護者に寄り添うことです。次に大事にしたいことは面談をするための環境設定です。職員は必ず複数とし、保護者とあまり人数が変わらないようにします。次に具体的な日時や子どもの保育の確保、場所の確保などを行います。場所は話の内容や面談者の数により事務室、保育室、個室などを設定します。座る位置も確認します。次に具体的な面談内容の

準備をします。まずは、面談者の役割（進行・記録など）を分担します。次に面談のねらいを決め、具体的な進め方を考えます。内容を決めた上で、保護者の方に対して面談者のメンバー、時間、場所、当日伺いたい内容等の事前の確認をします。面談では、はじめに面談者の紹介、内容、終了時間などの確認をします。次に予定に沿って話を進めます。最後に、次回の面談の約束をして終了とします。面談終了後、面談の報告をして評価、反省を行い、今後の子育て支援につなぎます。保育所だけでは抱えきれない問題については、様々な機関と連携を考えます。

今回は保育所としての実践の3つを紹介しました。私たちが職場で大事にしていることは、子どもの最善の利益を考え、保育を子どもの人権に配慮した内容にするために自己研鑽を行うこと、保育所の職員全体が連携し支えあうこと、保護者の方と信頼関係を築きながら相互理解を深めることです。以上で報告を終わります。

5. まとめ

基調講演では、伊藤良高先生から、保育SWの必要性、相互性、専門的知識と技術、養成研修、キーパーソン、体制作りなど保育SW学会で話題になってきた要点をお話いただいた。最後に、保育に親和性のあるSW実践理論の確立、養成教育の体系化とその広がり必要性、そして保育SW実践には連携協働が必要であると結ばれた。保育SW学会が到達しているところを確認することができた。実践報告では、二人の公立保育所長からコミュニケーションやケース検討や連携などの学びを所内での取り組みに活かしていきながら保育所全体の自己改革を進めていること、子どもの利益を最優先にする保育を目指してシステム化された3つの取り組み等を報告いただいた。いずれの報告においても、その中にSWが含まれている実践であり、保育所においてSWを実践していくには、保育士個人としての実践だけではなく、保育所全体として仕組みを作って取り組んでいく必要性を確認することができた。